

第六十七号議案

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

第十条の二 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第十二条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十五条の二 福祉ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十六条に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条

例（以下「改正後の条例」という。）第三条第四項及び第十五条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十二条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければならぬ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十六号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。